　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　年　　　　月　　　　日

育児休業等に関する「相談窓口」のお知らせ

　　　　事業場名

育児・介護休業法に基づき、育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置として、下記のとおり育児休業及び出生時育児休業(産後パパ育休)に関する相談体制を整備しましたのでお知らせします。

ご不明な点がありましたら「相談窓口」までお問い合わせください。

≪育児休業等に関する相談窓口≫

　部署名　　　　　　　　 　　担当者職氏名　　　　 　　　 　 　　連絡先

（　　　　 　　　　　　）

部署名　　　　　　　 　　　担当者職氏名　　　　　　 　　 　　連絡先

（　　　　　 　　　　　）